自転車用ヘルメットを着用しましょう

自転車事故死者の負傷部位（令和4年中）

自転車死者数 16人中

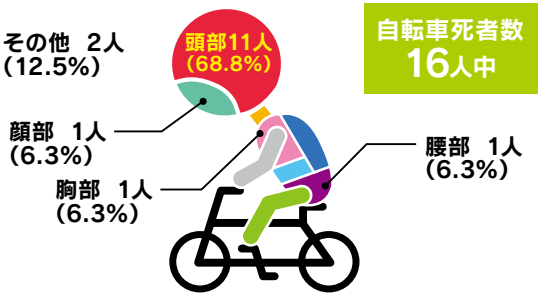

※令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されています。

自転車の主な禁止事項

無灯火運転 道路交通法第52条第1項	罰則 5万円以下の罰金（過失も同じ）
二人乗り運転 道路交通法施行細則第8条第1号	罰則 2万円以下の罰金又は科料
並進通行 道路交通法第19条	罰則 2万円以下の罰金又は科料
携帯電話等の使用運転 道路交通法施行細則第10条第6号	罰則 5万円以下の罰金
イヤホーン等の使用運転 道路交通法施行細則第10条第7号	罰則 5万円以下の罰金
傘さし運転 道路交通法施行細則第10条第4号	罰則 5万円以下の罰金

交通事故3つの義務！

1 負傷者の救護
ケガ人がいる場合は、119番通報

2 危険防止の措置
自転車等を安全な場所に移動させて、二次被害を防止

3 警察への通報
交通事故を起こした(遭った)場合は、110番通報

埼玉県出身
日向(ひなた) 未来(みらい)さん

交通ルールを学ぼう！

自転車も乗れば車の仲間入りです。
交通ルールから交通事故を起こしたときの対応まで、運転者としての責任を確認しましょう。

埼玉県出身
日向(ひなた) 未来(みらい)さん

自転車講習会
＜交通法令編＞

YouTube 埼玉県警察公式チャンネル

自転車指導啓発重点地区・路線の設定

埼玉県警察では、自転車指導啓発重点地区・路線において、重点的・計画的に自転車通行空間の整備、啓発活動及び指導取締りを推進しています。

自転車指導啓発重点地区・路線は埼玉県警察のウェブサイトでチェック！

埼玉県警察

一般財団法人 埼玉県交通安全協会
一般財団法人 埼玉県交通教育協会
一般社団法人 埼玉県指定自動車教習所協会
一般社団法人 埼玉県安全運転管理者協会

埼玉県警察シンボルマスコット「ポッポくん」

埼玉県警察シンボルマスコット「ポポ笑ちゃん」

令和4年11月1日改定

しっかり守ろう!! 自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

普通自転車の運転者が歩道を通行することができる場合

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識や標示があるとき。
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- 車道または交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。
- 信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。

③ 夜間はライトを点灯

- 無灯火は、周りから自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

④ 飲酒運転は禁止

- 自動車の場合と同じくお酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。

⑤ ヘルメットを着用

- 事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

※令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されています。

クレヨンしんちゃん

©臼井儀人／双葉社・シンエイ・テレビ朝日・ADK

入っていますか？
自転車保険への加入は義務です！

自転車運転者講習制度（平成27年6月1日施行）

自転車乗用中に信号無視や一時不停止等の
危険行為を反復した（3年に2回以上）場合
※刑事罰の対象となる14歳以上　※県内・県外を問わない

↓

公安委員会の受講命令

↓ 3か月以内の指定された期間内 ↓

自転車運転者講習を受講
受講場所：警察本部等
受講時間：3時間
受講手数料：6,000円

受講命令に従わなかった場合
↓
5万円以下の罰金

受講対象となる危険行為

1. 信号無視
2. 通行禁止違反
3. 歩行者用道路における車両の義務違反
4. 通行区分違反
5. 路側帯における通行方法違反
6. 遮断踏切立入り
7. 交差点安全進行義務違反等
8. 交差点優先車妨害
9. 環状交差点安全進行義務違反等
10. 指定場所一時不停止等
11. 歩道通行時の通行方法違反
12. 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
13. 酒酔い運転
14. 安全運転義務違反
15. 妨害運転